

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標			
1. 現状			
(1) 地域の災害リスク			
①地震、津波（地震調査研究推進本部長期評価・広尾町防災ハザードマップ）			
地震調査研究推進本部長期評価によると、太平洋沖におけるM7.8～8.5程度の海溝型地震が30年以内に発生する確率は80%程度とされている。			
あわせて、当町のハザードマップによると、津波による浸水のリスクは、運輸業が多く立地する沿岸部の会所地区及び製造業が多く立地する中広尾地区において、全域的な浸水が予測されているほか、当会が立地し小売・飲食業が立ち並ぶ市街地の本通地区においても約40%の範囲で浸水が予測されている。			
過去には2003年の十勝沖地震（M8.0）や2011年の東日本大震災（M9.0）において、建物の倒壊や津波による浸水で沿岸部の会所地区を中心に多大な被害を受けている。			
②土砂災害（広尾町土砂災害ハザードマップ）			
当町のハザードマップによると、会所地区及び中広尾地区の一帯は、がけ崩れの危険があるエリアとなっており、同地区には主に運輸業・製造業が集積している。			
また、主に小売・飲食業で形成されている本通地区の一部は土砂災害の（特別）警戒区域に指定されている。			
③その他			
当町は台風等の暴風雨による被害が最も多く、これまで数々の水害に見舞われている。特に平成10年の台風5号においては、豪雨によって人的被害に加えて町内全地域における住家被害が92件にのぼり、その他にも農林業や土木等をはじめ甚大な被害を及ぼした。			
当町は、春は風が多く強風の時期があり、夏から秋にかけては降雨量が非常に多い。冬は低気圧による高潮の発生があり、積雪は年による変動が激しい傾向にある。			
(2) 商工業者の状況（H31.4現在）			
・商工業者数 443（独自データ）			
・小規模事業者数 360（独自データ）			
業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況）
農林漁業	48	35	町内に分散している
建設業	61	53	町内に分散している
製造業	36	28	沿岸部の会所地区や中広尾地区に多い
運輸・通信業	29	19	沿岸部の会所地区に多い
卸小売・飲食業	91	84	市街地の本通地区に多い
サービス業	135	110	町内に分散している
その他	43	31	町内に分散している

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	S38. 4	R1. 9改訂
防災会議の開催	R1. 9	年1～2回開催
防災訓練の実施	R1. 11	年1回以上実施
防災備品の備蓄	-	備蓄食料品 アルファ米6,000食 非常用飲料水9,000リットル 生活必需品 毛布・簡易トイレ等 他、資機材・医薬品
強靭化計画の策定	R1. 10	

②当会の取組

項目	年月	備考
BCP策定研修会への参加 (十勝管内商工青連主催)	H30. 10	2名参加
建物耐震セミナーの開催 (当会主催)	H30. 11	23名参加
損害会社と連携した 損害保険への加入推進	H31. 4～	3件加入
BCP策定セミナーの開催 (当会主催)	R1. 9	9名参加
損害保険パンフレットの配布	R1. 11	配布276部

2. 課題

- ・当町、関係機関等との連携、協力体制を図るための具体的なマニュアル等が整備されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・損害保険、共済に対する助言を行える人員が十分にいない。

3. 目標（期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(1) 成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標	
			事業継続力強化計画	内BCP
農林漁業	48	35	2	2
建設業	61	53	3	2
製造業	36	28	2	2
運輸・通信業	29	19	2	2
卸小売・飲食業	91	84	3	2
サービス業	135	110	2	2
その他	43	31	2	2

※目標数値は、地震・津波及び土砂災害のリスクが特に高いと想定される地域（会所地区・中広尾地区・本通地区）を優先して、おおむね3期（15年間）で当該地域全ての小規模事業者が計画を策定するよう設定した。

(2) 実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性の周知	地区内小規模事業者に対して災害リスク及びBCP・事業継続力強化計画策定の必要性を認識させる	セミナー開催 職員巡回	年1回 延50件
協力体制マニュアルの作成	当会と当町との間に災害時における連絡を円滑に行うマニュアルの作成	協議会開催	年1回
連携体制の強化	組織内や関係機関と災害後速やかに復興支援策を行える体制の構築	協議会開催	年1回
損害保険・共済に対する助言を行える体制の構築	保険・共済に対する助言を行える当会職員の育成	勉強会開催 保険会社と合同巡回	年1回 延30件

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて、事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

①小規模事業者に対する災害リスク及び事業継続計画等策定の必要性の周知

【広尾町商工会単独】

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害のリスクを説明する。あわせて、事前対策（事業休業への備え、損害保険・共済への加入等）の実施状況をヒアリングにより調査する。
- ・リスク対策の必要性、国等の関連施策、各種損害保険・共済制度内容等を紹介する。
- ・事業継続に関する専門家を招いてセミナーを開催し、リスク対策の必要性、事業継続計画等策定の有効性及び策定手法の概要等を紹介する。

【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・当会及び当町のホームページや広報誌等において、本計画を公表する。

②事業継続計画の作成 【広尾町商工会単独】

- ・令和2年4月から想定しうるリスクの洗い出し・優先順位付け等の事前準備を開始して、令和3年10月までに当会自身の事業継続計画を策定予定

③関係機関等との連携 【広尾町商工会単独】

- ・巡回指導時のヒアリングで、事前対策が必要と判断される事業者をはじめとして、北海道火災共済協同組合、あいおいニッセイ同和損害保険会社等と合同巡回を実施して休業補償・損害保険・共済等の制度内容の紹介及び加入推進を図る。あわせて専門家の派遣を依頼して、当会職員を対象に損害保険・共済制度等の勉強会を実施し、アドバイザーとしての知識の習得を図る。

④フォローアップ 【広尾町商工会単独】

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画・BCP取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定状況	フォローアップ 回数
農林漁業	48	35	0	2
建設業	61	53	0	3
製造業	36	28	0	2
運輸・通信業	29	19	0	2
卸小売・飲食業	91	84	1	4
サービス業	135	110	0	2
その他	43	31	0	2

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。評価結果は当会HPに掲載し地域の小規模事業者等が常に閲覧できる状態とする。

⑤当該計画に係る訓練の実施【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において平成24年に公表された「北海道に被害をもたらす新たな想定地震」(M9.1)が発生したと仮定して、当町企画課との連絡系統の確認等を行う。(訓練は年1回を目安に当会と当町合同で実施)
(広尾町役場 企画課 連絡先 (別表2) (3) ②参照)

(2) 発災後の対策

①応急対策の実施可否の確認

【広尾町商工会単独】

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(職員は目視で危険を感じる状況の場合は、出勤はせずに自身の安全確保に努め、可能であればその旨を管理者等に報告して待機する)
(①電話、②SNS、③メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否確認を行う)

【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・家屋や道路等の被害概要を確認して、当会と当町企画課で情報共有する。
(当会と当町企画課の情報共有の間隔は、被害状況に応じて下記を目安にする)
発災後～2週間 1日に1回、2週間～4週間 2日に1回、1か月以降 3日に1回

②応急対策の方針決定【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

【被害規模の目安】

大規模	①地域内おおよそ1%の事業所で、建物の「全壊」「半壊」「床上浸水」等の被害が発生している。 ②地域内おおよそ10%の事業所で、建物の「一部破損・損壊」「床下浸水」等の被害が発生している。 ③被害が見込まれるが通信障害や道路の寸断等により状況を確認できない地区の事業所は、①相当の被害が発生していると想定。
中規模	①地域内おおよそ0.1%の事業所で、建物の「全壊」「半壊」「床上浸水」等の被害が発生している。 ②地域内おおよそ1%の事業所で、建物の「一部破損・損壊」「床下浸水」等の被害が発生している。
小規模	・目立った被害の情報がない

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

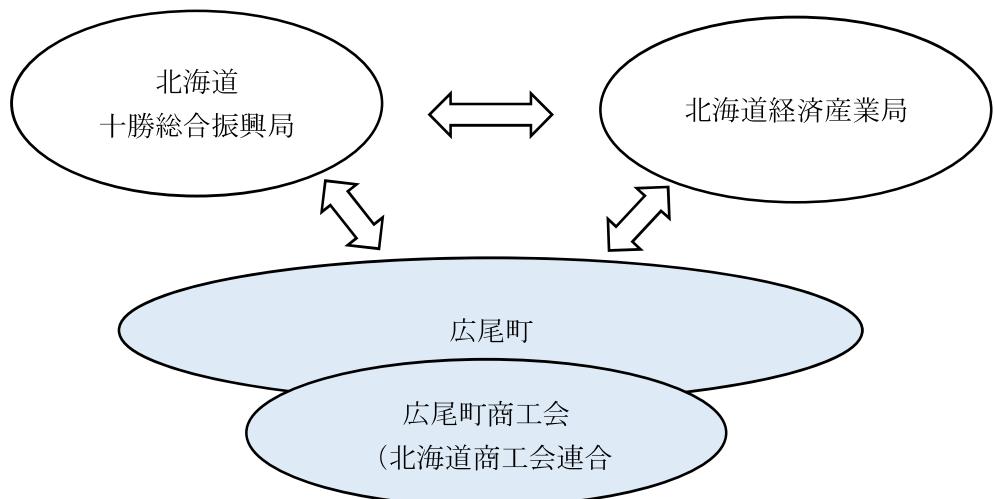
【広尾町商工会単独】

- ・自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防ぐため、被災地域での活動範囲及び内容を決める。

【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法を予め策定して確認する。
- ・当会と当町が共有した情報は、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法により報告するほか、別途指定があった方法にて報告する。

【災害情報等報告取扱要領の報告方法】



(4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

【広尾町商工会単独】

- ・必要に応じて、関連する損害保険会社等へ被害状況の報告・取次ぎ等を行う。
- ・応急時に有効な国や道、広尾町の関連施策について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談して決定する。その他に当会は、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

(相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する)

【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・当会と当町は地域内小規模事業者等の被害状況詳細の確認方法を予め策定し、その方法により確認する。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

【広尾町商工会単独】

- ・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を道や北海道商工会連合会等に相談する。

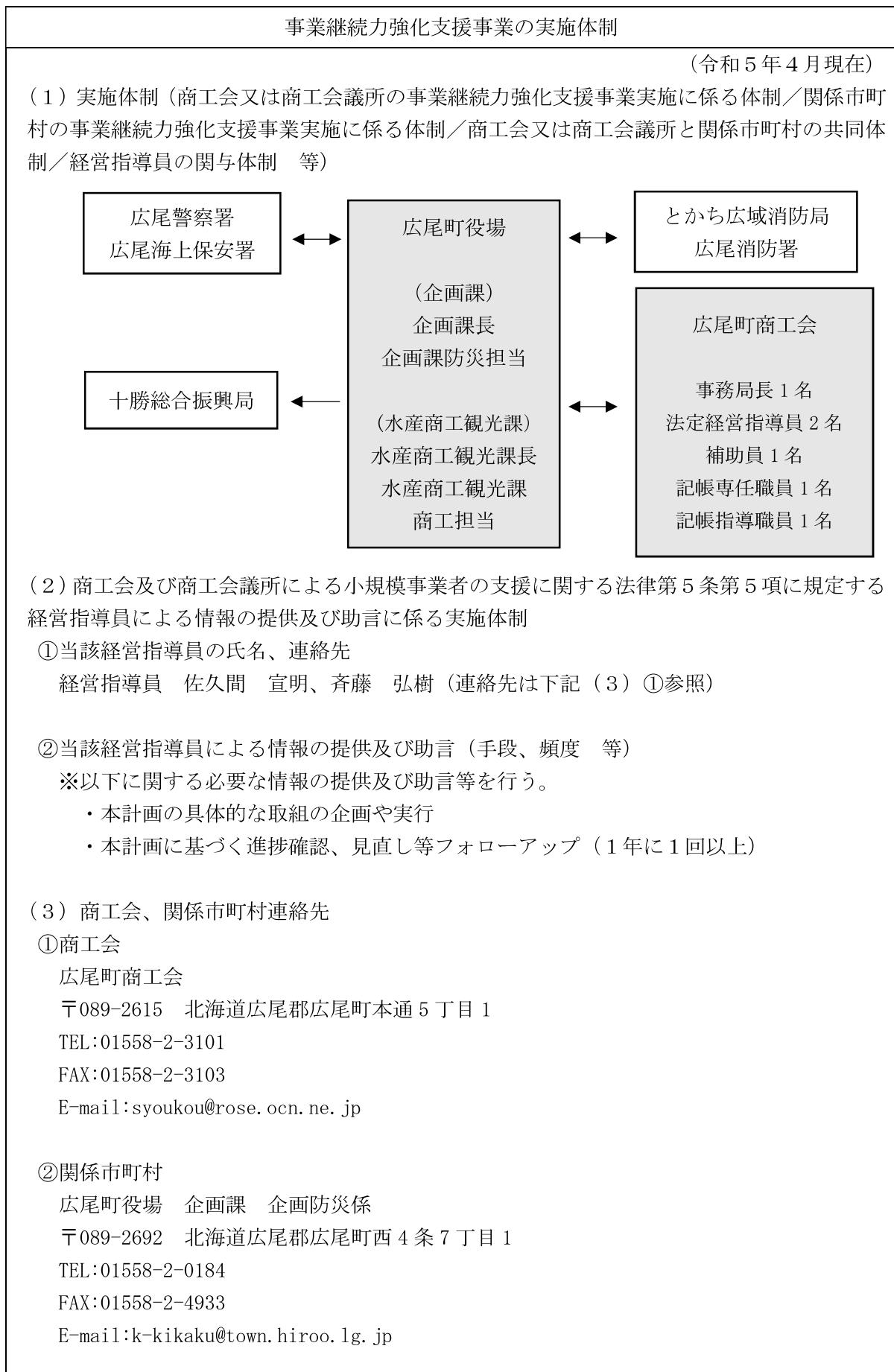
(6) その他

【広尾町商工会・広尾町合同】

- ・本計画に変更が生じた場合には、速やかに北海道経済部中小企業課に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	275	275	275	275	275
・セミナー開催費	131	131	131	131	131
・専門家派遣費	64	64	64	64	64
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・パンフレット等 配布	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費及び手数料収入、広尾町補助金、道補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。